

## 個人情報取扱事務の諮問事案書（第8条第3項第7号、第9条第1項第4号）

※必要な資料を添付すること。

個人情報取扱事務の 名 称	外国籍高齢者・障害者に対する福祉給付事務			
事 務 の 所 管 課 等	福祉政策課			
諮 問 事 項	外国籍高齢者・障害者に対する給付対象者の抽出のための必要情報の収集に係る目的外利用			
諮 問 の 理 由	本市に在住する外国籍市民等で、国民年金法において、国籍条項により国民年金制度への加入が認められず、その後の国民年金改正法によっても、なお公的年金を受給することができない外国籍高齢者・障害者を作として抽出することにより、給付対象の可能性のある市民の福祉向上を図るものである。			
開 始 時 期	審議会の承認があり次第			
個 人 の 類 型	別紙「外国籍高齢者・障害者に対する福祉給付金事務の執行に必要な個人情報リスト一覧」のとおり			
個人情報 の 項 目 名	別紙「外国籍高齢者・障害者に対する福祉給付金事務の執行に必要な個人情報リスト一覧」のとおり			
個 人 情 報 を 収 集 す る	収集先	日本年金機構	収 集 課 等	福祉政策課
個 人 情 報 を 利 用 す る	保 有 課 等	戸籍住民課 生活支援課 高齢介護課 障がい福祉課 保険課 市民税課	利 用 課 等	福祉政策課
個 人 情 報 を 提 供 す る	提 供 課 等		提 供 先	
本 人 通 知 の 実 施 の 有 無	有（本人あての通知文に事業の概要説明と、個人情報を作為抽出した旨を記載し、フローチャートによる調査票の提出依頼）ただし、非該当者には本人通知無			
本人通知を行わない 場合はその理由	非該当者への本人通知は混乱を招き不適切となるため			

※ 項目は諮問内容に応じて適宜記入・変更してください。

※ 個人情報の収集：各実施機関外から情報を集めること

個人情報の利用：各実施機関内で個人情報を遣り取りすること

個人情報の提供：各実施機関外に情報を供すること

実施機関：議会、市長、行政委員会等の各意思決定機関